

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例
第9条の規定に基づく公園等整備指針

川 崎 市

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例

第9条の規定に基づく公園等整備指針

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 公園等の整備基準（第3条～第6条）

第1章 総則

（目的）

- 第1条 この指針は、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号。以下「川崎市総合調整条例」という。）第9条の規定に基づき設けることとなる公園又は緑地（以下「公園等」という。）の整備について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 第2条 この指針において使用する用語の意義は、川崎市総合調整条例の例による。

第2章 公園等の整備基準

（公園等の整備の方針）

- 第3条 川崎市総合調整条例第9条の規定に基づき公園等を設ける建築行為を行う対象事業者は、対象事業区域の面積の6パーセント以上の面積の公園等を整備するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定めるところにより算定した面積の公園等を整備するものとする。
 - （1）別表1の左欄に掲げる土地区画整理事業又は開発許可に基づく開発行為（以下「当該開発事業等」という。）が施行された区域内において施行する対象事業については、当該開発事業等により当該開発事業等の区域内に設けられた公園等が当該開発事業等の区域の面積の6パーセント未満の場合にあっては、対象事業区域に、6パーセントから当該開発事業等で設けられた公園等の割合を控除した割合により算定した面積の公園等を整備するものとする。
 - （2）川崎市総合調整条例、川崎市住宅・宅地事業調整要綱又は川崎市団地造成事業等施行基準等に基づく事業（以下「当該建設事業等」という。）が施行された区域内において施行する対象事業については、当該建設事業等により当該建設事業等の区域内に設けられ

た公園等が当該建設事業等の区域の面積の 6 パーセント未満の場合、又は当該建設事業等に基づく川崎市緑化基金（以下「緑化基金」という。）に協力をしている事が明らかな場合にあっては、対象事業区域に、6 パーセントから当該建設事業等で整備された公園等又は緑化基金の割合を控除した割合により算定した面積を整備するものとする。

（3）当該開発事業等又は当該建設事業等により施行された区域の内外にわたる対象事業において、対象事業区域の面積が 0.3 ヘクタール以上の場合にあっては、前 2 号の規定に基づきそれぞれ算定し加算した面積を整備するものとする。

（4）前 3 号の規定により算定した公園等の面積が 90 平方メートル未満の場合は、90 平方メートル以上とする。

2 前項の規定に基づく公園等の整備は、「川崎市緑化指針」に基づき行うものとする。

（公園等の設置の例外の適用）

第 4 条 川崎市総合調整条例施行規則第 8 条第 3 号の適用は、対象事業区域の敷地線から 250 メートル以内に川崎市の管理する別表 2 に掲げる公園が存し、公園の面積の合計が 0.25 ヘクタール以上の場合であり、かつ、別に定める実施細目により川崎市緑化基金への協力を行った場合とする。

（公園等の提供）

第 5 条 第 3 条の規定に基づき整備した公園等は、市に無償で提供するものとする。

（委任）

第 6 条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この指針は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この指針の施行の際、現に川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第 10 条及び川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例施行規則第 9 条の規定による事前届出書が提出されている事業にあっては、なお従前の例による。

別表 1 (第 3 条関係) 提供公園面積の算出にあたり控除できる土地区画整理事業施行地区一覧表

土地区画整理事業施行地区名称	施行地区内に整備された公園面積の割合 (%)	主な区域 (土地区画整理の地域は、必ずしも地名地番と一致しません。以下に示した地域の名称は、参考程度にご利用ください。)
野川第 1	3.68%	野川の一部
有馬第 1	3.03%	鷺沼 1、3、4 丁目の一部、鷺沼 2 丁目全域、小台 1 丁目の一部、土橋 3 丁目の一部
土橋	3.00%	土橋 1、4、5、6 丁目の全域、土橋 2、3、7 丁目の一部、宮崎 6 丁目の一部、宮前平 1、2 丁目の一部
宮崎	3.00%	宮崎 2、3、4、5 丁目の全域、宮崎 1、6 丁目の一部、宮前平 3 丁目の全域、宮前平 1、2 丁目の一部
梶ヶ谷第 1	3.02%	梶ヶ谷 2、3、4、5 丁目の全域、梶ヶ谷 1、6 丁目の一部、梶ヶ谷の一部、馬絹の一部
有馬第 2	3.00%	有馬 4、5、6、7、8、9 丁目の全域、有馬 1、2、3 丁目の一部、鷺沼 1 丁目の一部、東有馬 1、3、4 丁目の一部
小台	3.02%	小台 2 丁目の全域、小台 1 丁目の一部、土橋 2 丁目の一部、馬絹の一部
細山	3.00%	千代ヶ丘 5、6、7 丁目の一部
神木	3.00%	神木 1 丁目の全域、神木 2 丁目の一部、宮崎の一部、土橋 7 丁目の一部
柿生第 2	3.02%	白鳥 1、2、3 丁目の一部、栗平 1、2 丁目の一部、五力田の一部
南生田	3.42%	南生田 1、2、3、4、5、8 丁目の一部、西生田 3 丁目の一部、栗谷 1、2、4 丁目の一部
栗木第 1	4.15%	栗木台 4、5 丁目の全域、栗木台 1、2、3 丁目の一部、栗平 1、2 丁目の一部、南黒川の一部
細山第 2	4.20%	千代ヶ丘 8、9 丁目の一部
栗木第 2	3.56%	栗木 1、2、3 丁目の一部
五力田	4.82%	五力田の一部、白鳥 3 丁目の一部
塔の越	4.81%	南生田 2 丁目の一部
片平	5.25%	片平の一部
上作延農住組合	3.71%	向ヶ丘の一部、上作延の一部
生田	4.67%	百合丘 1、2、3 丁目全域、東百合丘 4 丁目の一部、高石 1、3、4 丁目の一部
菅	5.07%	寺尾台 2 丁目全域、寺尾台 1 丁目の一部、生田 6 丁目の一部
大師臨港地帯	2.28%	殿町 1、2 丁目、江川 1、2 丁目、田町 1、2、3 丁目、日ノ出 1、2 丁目、塩浜 1、2、3、4 丁目、四谷下町、池上町、池上新町 1、2、3 丁目の全域 殿町 3 丁目、小島町、観音 1、2 丁目、桜本 2 丁目、夜光 3 丁目、四谷上町の一部
復興土地	5.56%	本町 1、2 丁目、堀之内町、宮本町、砂子 1、2 丁目、東田町、小川町、南町、榎町、宮前町、新川通、境町、富士見 1、2 丁目、貝塚 1、2 丁目、元木 1 丁目、渡田新町 1 丁目、渡田 1、2、3 丁目、渡田向町、渡田東町、大島上町、田島町、鋼管通 1、2、3 丁目、浜町 1、2 丁目、追分町、大島 1、2、3、4、5 丁目、藤崎 1、2 丁目、中島 1、2、3 丁目、旭町 2 丁目、伊勢町、大師駅前 1、2 丁目、川中島 1、2 丁目、台町、大師公園、大師町、東門前 1 丁目、大師本町、中瀬 2 丁目の全域 駅前本町、日進町、旭町 1 丁目、藤崎 3、4 丁目、観音 1、2 丁目、昭和 2 丁目、東門前 2 丁目、中瀬 3 丁目、鈴木町の一部
登戸	2.58%	登戸新町全域
小向	0.00%	小向東芝町全域、小向仲野町全域、東古市場全域、小向町の一部
小向第 2	2.84%	小向西町 1、2、3、4 丁目全域、下平間の一部、古川町の一部
古市場	3.18%	古市場 1 丁目全域、2 丁目の一部
千年	1.73%	千年新町の一部

※ 土地区画整理地区の内外に関する窓口 [まちづくり局市街地整備推進課]

別表 2 （第 4 条関係）

公園の種別

種別
街区公園
近隣公園
地区公園

※公園の種別は、川崎の公園（川崎市発行）を参照のこと。

川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第9条の規定に基づく公園等整備指針第4条に基づく実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第9条の規定に基づく公園等整備指針（以下「公園等整備指針」という。）第4条の実施に際し、必要な事項を定める。

(川崎市緑化基金への協力)

第2条 川崎市緑化基金（以下「緑化基金」という。）への協力金額の算定式は次のとおりとする。

$$\text{緑化基金協力金額（円）} = \text{対象事業区域面積（㎡）} \times \text{必要な公園等の割合（％）} \times \text{路線価（円／㎡）}$$

- 2 前項に規定する対象事業区域面積は、小数点第2位までを算出し、小数点第3位以下のあるときは、これを切り捨てて得た面積とする。
- 3 第1項に必要な公園等の割合は、公園等整備指針第3条による。
- 4 第1項の路線価は、対象事業地に接する部分の路線価の最高価格とする。
- 5 第1項の規定により算出された金額は千円未満を切り捨てとする。
- 6 緑化基金への協力時期は、原則として当該対象事業の建築確認申請前までとする。
- 7 対象事業区域の面積の変更及び対象事業が廃止等の場合は、すみやかに緑化基金への協力金額の変更の手続を行うものとする。
- 8 第1項の路線価は、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第10条及び川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例施行細則第9条の規定による事前届出書が提出された日に公開されている最新の路線価とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細目は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この実施細目の施行の際、現に川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第10条及び川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例施行規則第9条の規定による事前届出書が提出されている事業にあっては、なお従前の例による。